学校法人武田学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目　的）

第 1 条　この規程は，学校法人武田学園寄附行為第 58 条の規定に基づき，学校法人武田学園給与規程（以下「給与規程」という。）の適用を受けない，学校法人武田学園（以下「学園」という。）の理事，監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関して，必要な事項を定めることを目的とする。

（定　義）

第2条　この規程において,次の各号に掲げる用語の定義は,当該各号に定めるところによる。

（1）常勤の役員等とは，役員等のうち学園において勤務することが常態である者をいう。

（2）非常勤の役員等とは，役員等のうち常勤以外の者をいう。

（報酬等）

第 3 条　役員等の報酬等は，常勤については給与，賞与及び役員退職金とし，非常勤については報酬（年額）とする。

2　非常勤の役員等に支給する報酬の額は，別に定める学校法人武田学園役員等に対する報酬等の支給基準（以下「支給基準」という。）に基づき支給する。ただし，職員（給与規程の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）を兼務する役員等には，役員等としての報酬は支給しない。

（賞　与）

第 4 条　常勤の役員には，賞与を支給することができる。

（その他の手当）

第 5 条　常勤の役員には，給与規程を準用して通勤手当を支給する。

2　常勤の役員には，前項の手当以外で，理事長が特に必要と認めた手当を支給する。

（出張の旅費）

第 6 条　常勤の役員が，職務により出張する場合は，武田学園旅費規程を準用して旅費を支給する。

2　非常勤の役員等が，理事会，評議員会その他学園の求めにより出席する場合は，旅費を支給しない。

3　非常勤の役員等が，理事長が職務上必要と認めて出張をする場合は，武田学園旅費規程を準用して旅費を支給することができる。

（退職金及び休職給）

第 7 条　常勤の役員が，退任したときには，学校法人武田学園役員退職金規程により役員退職金を支給することができる。また，休職したときには，学校法人武田学園就業規則及び給与規程を準用し，休職給を支給することができる。

（報酬等の額の算定方法）

第 8 条　理事長の給与の額は，別に定める支給基準に掲げる区分の当該範囲内で，理事会において決定する。理事長を除く常勤役員の給与の額は，別に定める支給基準に掲げる役員の区分に応じ，当該範囲内で，理事長が定める。

2　賞与の額は，別に定める支給基準に定める算定式により算出される額について，役員の区分に応じ，当該範囲内で，理事長が定める。

3　役員退職金の額は，学校法人武田学園役員退職金規程により，別に定める支給基準に定める算定式により算出される額とする。

（報酬等の支給方法）

第 9 条　常勤の役員に対する報酬の支給の時期は，次の各号による報酬の区分に応じ，当該各号に定める時期とする。

（1）給与　毎月 25 日（ただし，当日が土曜日，日曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日等に当たるときは，その前日とする。）

（2）賞与　毎年 7 月及び 12 月

（3）役員退職金　退任した後 2 カ月以内

2　非常勤の役員等の給与は，1 カ年分として毎年 7 月に支給する。

3　報酬等は，あらかじめ本人が指定した金融機関の本人名義の口座に振り込む。

4　報酬等は，法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金，積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第 10 条　新たに役員等に就任した者には，その日からの報酬等を支給する。

2　役員等が退任し，又は解任された場合は，その日までの報酬等を支給する。

3　前 2 項の規定により報酬等を支給する場合における日割計算の方法については，職員の例による。

（端数の処理）

第 11 条　この規程により，計算額に 1 円未満の端数が生じたときは，その端数金額が 50 銭未満であるときは，これを切り捨て，その端数金額が 50 銭以上得あるときは，これを 1 円に切り上げるものとする。ただし，退職金の算定に当たっては，1 円未満の端数が生じたときは切り上げる。

（公　表）

第 12 条　学園は，この規程を学園のホームページに公表する。

（補　則）

第 13 条　この規程の実施に関し必要な事項は，理事会の決議を経て，別に定める。

（改　廃）

第 14 条　この規程の改廃は，評議員会の意見を聴いた上で，理事会の議決により行う。

附　則

この規程は，平成 14 年 6 月 1 日から施行し，平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この規程は，平成 16 年 7 月 30 日から施行し，平成 16 年 5 月 26 日から適用する。

附　則

この規程は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和７年５月 29 日から施行し，令和７年４月１日から適用する。

附　則

（令和８年６月 16 日　理事会確認）

１　規程名「学校法人武田学園役員等報酬規程」を「学校法人武田学園役員及び評議員の報酬等に関する規程」に改める。

２　この規程は，令和８年７月１日から施行する。

学校法人武田学園 役員等に対する報酬等の支給基準

学校法人武田学園寄附行為第 58 条及び学校法人武田学園役員及び評議員の報酬等に関する規程の規定に基づき，役員等に対する報酬等の支給基準に関し次のとおり定める。

1. 報酬等の支給基準

（1）常勤役員

区分	号俸	支給額（月額／単位円）
理事長	1	800,000以上　1,000,000未満
	2	1,000,000以上　1,200,000未満
	3	1,200,000以上　1,400,000未満
	4	1,400,000以上　1,600,000未満
	5	1,600,000以上　1,800,000未満
副理事長	1	500,000以上　700,000未満
	2	700,000以上　900,000未満
	3	900,000以上　1,100,000未満
	4	1,100,000以上　1,300,000未満
	5	1,300,000以上　1,500,000未満
理事	1	400,000以上　600,000未満
	2	600,000以上　800,000未満
	3	800,000以上　1,000,000未満
	4	1,000,000以上　1,200,000未満
	5	1,200,000以上　1,400,000未満
監事	1	200,000以上　400,000未満
	2	400,000以上　600,000未満
	3	600,000以上　800,000未満

（2）非常勤役員等

区分	支給額（年額／単位円）
理事	100,000
監事	100,000
評議員	100,000

＊本人から報酬等の受領を辞退する申出があった場合は，これを支給しない。

2.　賞与の支給基準

賞与額（年額）＝給与月額×月数

給与月額に乗じる月数は，財務状況に応じて 2.0 カ月から 6.0 カ月までとし，その範囲内において，職員の月数の±1.0 カ月の範囲で理事長が定める。ただし，財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合には，賞与を支給せず，又は支給額を別途減額調整することがある。

なお，給与月額に乗じる月数の 7 月・12 月の配分比率に関しては，12 月分を 7 月分の＋0.5 カ月として設定する。

3.　役員退職金の算定式

役員退職金額（円）＝ポイント単価 1,000×職能資格ポイント 1,200×役員在任年数

＊役員在任年数は 1 カ年単位とし，端数は月割りとする。ただし，1 カ月未満は切り捨てる。

附則

この基準は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は，令和 7 年 5 月 29 日から施行し，令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附則

（令和 8 年 6 月 16 日 理事会確認）

この基準は，令和 8 年 7 月 1 日から適用する。